

29年度 公文書開示（3月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1	H30. 2. 19	H30. 3. 2	28才調調第977号 第31回オリンピック競技大会（2016/リオ）及び第15回パラリンピック競技大会（2016/リオ）チケットの支出及び精算について	9	1													公にすることにより、偽造による犯罪の予防に支障を及ぼす恐れがあるため	オリンピック・パラリンピック準備局総合調整部調整課
2	H30. 2. 19	H30. 3. 2	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価に係る意見見解書（新国立競技場（オリンピックスタジアム））の作成及び提出について（平成28年8月24日付28才大調第269号）	2	1														オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部調整課
3	H30. 2. 19	H30. 3. 2	2020年東京オリンピック・パラリンピック海の森競技場の後利用について28才大第180号	1	1													公にすることにより、偽造による犯罪の予防に支障を及ぼす恐れがあるため	オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部施設整備第一課
4	H30. 2. 19	H30. 3. 5	平成27年度オリンピック・パラリンピック準備局一般職非常勤職員の任用について（平成27年6月1日付）	10	1													個人に関する情報で特定の個人を識別できるため	オリンピック・パラリンピック準備局総務部総務課
5	H30. 2. 19	H30. 3. 5	・28才調調第95号「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴う経済効果の調査・分析等業務委託（その2）」 ・27才調計第16号「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴う経済効果の調査・分析業務委託」 ・26才調企第15号「オリンピック・パラリンピック競技大会開催のレガシーに関する調査・分析等業務委託に係る契約締結の請求について」 ・27才調計第26号「オリンピック・パラリンピック競技大会に関する報告書制作委託に係る契約締結の請求について」	60	1													公にすることにより、予定価格が推測され、今後の都の契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	オリンピック・パラリンピック準備局総合調整部調整課

29年度 公文書開示（3月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
9	H30. 1. 22	H30. 3. 9	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年6月7日建設局・組織委との打合せ資料 ・平成28年12月1日建設局との打合せに係る事前送付資料 ・平成28年12月8日建設局・組織委との打合せ記録 ・平成29年8月2日建設局・組織委との打合せ記録 ・平成29年8月2日建設局・組織委との打合せ資料（平成28年12月8日打合せ記録） ・平成29年8月2日建設局・組織委との打合せ資料 ・平成29年8月23日付29才大調第499号 ・平成28年12月1日建設局との打合せ資料 ・平成29年5月24日建設局へ送付した資料 ・平成30年1月17日建設局・組織委との打合せ資料 	47		1												<p>(2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものに該当するため</p> <p>(3号) 大会時の会場計画にかかる情報で、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が独自に収集・加工している情報が含まれており、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位、その他社会的な地位が損なわれるため</p> <p>(4号) セキュリティに関する情報であって、公にすることにより、テロ等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報であるため</p> <p>(6号) 組織委員会内の検討過程の情報であることから、当該部分を公にすることにより、組織委員会との信頼関係を著しく損ない、今後の情報提供が得られなくなる等、オリンピック・パラリンピック競技大会に係る都の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部調整課
10	H30. 1. 29	H30. 3. 9	平成29年8月23日付29才大調第499号原議一式			1												<p>(2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものに該当するため</p> <p>(4号) 公にすることにより、偽造による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>(6号) 組織委員会内の検討過程の情報であることから、当該部分を公にすることにより、組織委員会との信頼関係を著しく損ない、今後の情報提供が得られなくなる等、オリンピック・パラリンピック競技大会に係る都の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部調整課

29年度 公文書開示（3月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
11	H30. 1. 11	H30. 3. 12	<ul style="list-style-type: none"> ・晴海選手村後利用検討業務委託報告書（概要版） ・選手村事業手法について（案） ・晴海選手村の整備について（案） ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の選手村計画に関する「選手村大会終了後における住宅棟のモデルプラン」（案）について（照会） ・「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の選手村計画に関する「選手村大会終了後における住宅棟のモデルプラン」（案）について（回答）」の收受について ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の選手村計画に関する「選手村大会終了後における住宅棟のモデルプラン」の決定について 	1														オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部施設整備第一課	
12	H30. 1. 11	H30. 3. 12	<ul style="list-style-type: none"> ・晴海選手村再開発等促進区企画提案書作成業務委託報告書 ・晴海選手村地区計画検討業務委託報告書 ・晴海選手村後利用検討業務委託報告書（本編） 	551		1												<p>(3号) IOCと開催都市との間で守秘義務が設定されているテクニカルマニュアル（開催都市契約大会運営要件を除く）に係る情報であって、これを公にすることにより、IOCの事業運営上の地位が損なわれると認められるため</p> <p>(4号) 公にすることにより、テロ等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報であるため</p> <p>(5号) 大会時の選手村の計画に係る検討過程の情報であって、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため</p> <p>(6号) IOCと開催都市との間で守秘義務が設定されているテクニカルマニュアル（開催都市契約大会運営要件を除く）に係る情報であって、これを公にすることにより、IOCからの信頼を不当に損なうことになるものと認められるものであり、オリンピック・パラリンピック準備のための都の今後の事業運営上支障を及ぼすおそれがあるため</p>	オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部施設整備第一課
13	H30. 1. 11	H30. 3. 12	<ul style="list-style-type: none"> ・選手村計画について、民間団体、企業が都に提出した提案書、提言など ・選手村計画で都民や市民団体などが都に提出した要請、陳情書など 					1										<p>当該公文書は実施機関では取得しておらず存在しない。</p>	オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部施設整備第一課

29年度 公文書開示（3月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
14	H30. 2. 20	H30. 3. 6	選手村開発方針検討支援業務報告書	181	1														(3号) IOCと開催都市との間で守秘義務が設定されているテクニカルマニュアル(開催都市契約大会運営要件を除く)に係る情報であって、これを公にすることにより、IOCの事業運営上の地位が損なわれると認められるため (4号) 公にすることにより、テロ等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報であるため (5号) 当該事業に関連する関係機関の事業運営に関する情報のうち、未確定な内容、または推測に基づき設定した内容であり、公にすることにより、今後の当該関係機関との検討又は協議の適正な遂行を妨げるおそれがあるため (6号) IOCと開催都市との間で守秘義務が設定されているテクニカルマニュアル(開催都市契約大会運営要件を除く)に係る情報であって、これを公にすることにより、IOCからの信頼を不当に損なうことになると認められるものであり、オリンピック・パラリンピック準備のための都の今後の事業運営上支障を及ぼすおそれがあるため	オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部施設整備第一課
15	H30. 3. 8	H30. 3. 22	・選手村開発方針検討支援業務委託契約書 ・選手村開発方針検討支援業務委託報告書	195	1														(3号) IOCと開催都市との間で守秘義務が設定されているテクニカルマニュアル(開催都市契約大会運営要件を除く)に係る情報であって、これを公にすることにより、IOCの事業運営上の地位が損なわれると認められるため (4号) 公にすることにより、テロ等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報であるため (5号) 当該事業に関連する関係機関の事業運営に関する情報のうち、未確定な内容、または推測に基づき設定した内容であり、公にすることにより、今後の当該関係機関との検討又は協議の適正な遂行を妨げるおそれがあるため (6号) IOCと開催都市との間で守秘義務が設定されているテクニカルマニュアル(開催都市契約大会運営要件を除く)に係る情報であって、これを公にすることにより、IOCからの信頼を不当に損なうことになると認められるものであり、オリンピック・パラリンピック準備のための都の今後の事業運営上支障を及ぼすおそれがあるため	オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部施設整備第一課
16	H30. 3. 9	H30. 3. 23	選手村の再開発にかかわって、政党、政治家からの相談や働きかけに関する記録、メモ					1											当該公文書は、実施機関(オリンピック・パラリンピック準備局)では作成及び取得をしておらず、存在しない。	オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部施設整備第一課
17	H30. 3. 22	H30. 3. 30	・28才大調第523号「一時使用目的のための土地の無償貸付契約の更新について」 ・29才大調第846号「一時使用目的のための土地の無償貸付契約の更新について」	34	1								1						公にすることにより、偽造による犯罪の予防に支障を及ぼす恐れがあるため	オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部調整課